

第三号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部
改正について

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部を改正する
規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部
を改正する規則

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正）
第一条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大
分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同
条第七項中「二部」を削り、同条第八項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を
削る。

第十条第一項中「第十八条」を「第十七条」に改め、同条第三項中「一時間当たりの給
料」を「勤務一時間当たりの給料」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第二項第三号中「次条」を「第十八条」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

（期末手当基礎額）

第十七条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額報酬を受ける会計年度任用職員 基準日（退職し、又は死亡した会計年度任
用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）現在にお
いて、その者が受けるべき報酬の月額

二 日額の報酬を受ける会計年度任用職員（次号において教育人事課長が指定するもの
を除く。） 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の報酬の額

三 日額の報酬を受ける会計年度任用職員 教育人事課長が指定するもの及び時間額の
報酬を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間（基準日における職と

同一の職に係るものに限る。)においてその者が受けた報酬(第十条第三項及び第四項の規定により支給される報酬を除き、月の初日から末日までの間在職した月に係る報酬に限る。)の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の算定基礎となる在職期間)

第十八条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として在職した期間(引き続き在職したものに限る。)とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合(基準日前一箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。)における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第二十五条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」を加え、「県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、」及び「であつて県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であるもの」を削る。

第二十七条第一項中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改め、同条第三項中「第二十四条第二号ロ」を「第二十四条第二号」に改める。

第三十四条第二項の表の上欄中「第十八条第二項及び第三項」を「第十七条第一項第二号及び第三号」に改める。

別表第二の三の項から五の項までの規定中「とき」を「とき。」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「同意書兼宣誓書」を「同意書兼宣誓書」に改め、「二部」を削り、同条第七項中「当該臨時的任用職員が署名した」を「当該臨時的任用職員から」に改め、「一部」を削る。

第十条第一項中「九の項及び十の項に掲げる場合にあつては」を「及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「別表第一の十一の項に掲げる場合に

あつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に」を削り、「同表の上欄」を「別表第一の上欄」に改め、同条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は」を加える。

別表第一の五の項中「とき」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の施行前にした時間外勤務に対する報酬(技能労務職員にあつては、時間外勤務手当)の支給額の算定については、なお従前の例による。

提案理由

会計年度任用職員等の育児及び介護と仕事の両立支援のため、子の看護休暇等を採用当初から取得できるように取得要件を緩和するとともに、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年大分県条例第四号)の一部改正等に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）<u>第十四条第一項第十三号</u>等の規定に基づき、選考により県教育委員会が任命する。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 所属長は、会計年度任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し、<u>会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書（第五号様式）</u>を交付し、勤務労働条件を明示するものとする。</p> <p>8 所属長は、<u>会計年度任用職員を任用した場合</u>は、速やかに、当該会計年度任用職員から 会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書を提出させるとともに、当該職員にこの規則を交付しなければならない。</p> <p>9・10（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第十条 会計年度任用職員の報酬（技能労務職員にあつては、給料及び地域手当。次項、次条、第十二条第二項各号及び<u>第十七条</u>において同じ。）の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、当該会計年度任用職員の職務の内容等を考慮して、予算の範囲内において教育人事課長が決定する。</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）<u>第十四条第一項第十二号</u>等の規定に基づき、選考により県教育委員会が任命する。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 所属長は、会計年度任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し、<u>会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書（第五号様式）</u>を二部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。</p> <p>8 所属長は、<u>会計年度任用職員を任用した場合</u>は、速やかに、当該会計年度任用職員が署名した<u>会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書を一部提出させるとともに</u>、当該職員にこの規則を交付しなければならない。</p> <p>9・10（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第十条 会計年度任用職員の報酬（技能労務職員にあつては、給料及び地域手当。次項、次条、第十二条第二項各号及び<u>第十八条</u>において同じ。）の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、当該会計年度任用職員の職務の内容等を考慮して、予算の範囲内において教育人事課長が決定する。</p>

2 (略)

- 3 第二十三条第一項ただし書の規定により時間外勤務(第二十二條第一項及び第二項の規定により決定された勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。)を命ぜられた会計年度任用職員には、時間外勤務の全時間に対して、勤務一時間につき、第十二條第二項各号に規定する勤務一時間当たりの報酬額(端数処理前の額とし、技能労務職員にあつては勤務一時間当たりの給料及び地域手当の合計額で端数処理前のものをいう。次項において同じ。)に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合(その勤務が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において行われた場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を報酬(技能労務職員にあつては、時間外勤務手当)として支給する。
- 一 一日において七時間四十五分以内で行われた勤務(第三号の勤務を除く。)
- 二 一日において七時間四十五分を超えて行われた勤務 百分の百二十五
- 三 一週間について三十八時間四十五分を超えて行われた勤務(前号の勤務を除く。)
- 百分の百二十五

4 (略)

第十一條 第十五條 (略)

(報酬条例第二條第一項の任命権者が定めるもの等)

2 (略)

- 3 第二十三条第一項ただし書の規定により時間外勤務(第二十二條第一項及び第二項の規定により決定された勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。)を命ぜられた会計年度任用職員には、時間外勤務の全時間に対して、勤務一時間につき、第十二條第二項各号に規定する勤務一時間当たりの報酬額(端数処理前の額とし、技能労務職員にあつては一時間当たりの給料及び地域手当の合計額で端数処理前のものをいう。次項において同じ。)に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合(その勤務が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において行われた場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を報酬(技能労務職員にあつては、時間外勤務手当)として支給する。
- 一 一日において七時間四十五分以内で行われた勤務(第三号の勤務を除く。)
- 二 一日において七時間四十五分を超えて行われた勤務 百分の百二十五
- 三 一週間について三十八時間四十五分を超えて行われた勤務(前号の勤務を除く。)
- 百分の百二十五
- 4 (略)
- 5 前二項の規定により勤務一時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第十一條 第十五條 (略)

(報酬条例第二條第一項の任命権者が定めるもの等)

第十六条 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。

一・二 (略)

三 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号)第七條第一項第一号から第三号までに掲げる職員(以下この条及び第十八條において「職員等」という。)が当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間

(期末手当基礎額)

第十七条 報酬条例第二條第九項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額報酬を受ける会計年度任用職員 基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)現在において、その者が受けるべき報酬の月額

二 日額の報酬を受ける会計年度任用職員(次号において教育人事課長が指定するものを除く。) 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の報酬の額

三 日額の報酬を受ける会計年度任用職員で教育人事課長が指定するもの及び時間額の報酬を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間(基準日における職と同一の職に係るものに限る。)においてその者が受けた報酬(第十條第三項及び第四項の規定により支給される報酬を除き、月の初日から末日までの間に在職した月に

第十六条 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。

一・二 (略)

三 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号)第七條第一項第一号から第三号までに掲げる職員(以下この条及び次條において「職員等」という。)が当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間

(期末手当の在職期間の特例)

第十七条 会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間には、基準日以前六箇月以内の期間において、県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として在職した期間(引き続き在職したものに限り。)を算入する。

2 基準日前一箇月以内において退職した職員等の当該職員等としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間に算入しない。

3 期末手当及び勤勉手当に関する規則第七條第一項第五号から第七号までに掲げる職員から引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員として在職した期間は、会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間に算入しない。

係る報酬に限る。)の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の算定基礎となる在職期間)

第十八条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として在職した期間(引き続き在職したものに限る。)とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合(基準日前一箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。)における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第十九条〜第二十四条 (略)

(年次有給休暇以外の休暇)
第二十五条 (略)

(期末手当基礎額)

第十八条 月額の報酬を受ける会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)現在において、その者が受けるべき報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用職員(次項において教育人事課長が指定するものを除く。)に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の報酬の額とする。

3 日額の報酬を受ける会計年度任用職員で教育人事課長が指定するもの及び時間額の報酬を受ける会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日以前六箇月以内の期間(基準日における職と同一の職に係るものに限る。)においてその者が受けた報酬(第十条第三項及び第四項の規定により支給される報酬を除き、月の初日から末日までの間在職した月に係る報酬に限る。)の額の一箇月当たりの平均額とする。

4 前項の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第十九条〜第二十四条 (略)

(年次有給休暇以外の休暇)
第二十五条 (略)

<p>2 所属長は、会計年度任用職員（別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の九の項及び十の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十一の項に掲げる場合にあつては</p> <p>同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員に、同表の十二の項に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員</p> <p>に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(育児休業及び部分休業)</p> <p>第二十七条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下この条において「育児休業条例」という。）<u>第二条第四号イ</u>の任命権者が定める非常勤職員は、全ての会計年度任用職員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 育児休業条例第二十四条第二号の任命権者が定める非常勤職員</p>	<p>2 所属長は、会計年度任用職員（別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の九の項及び十の項に掲げる場合にあつては</p> <p>県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十一の項に掲げる場合にあつては</p> <p>期間が一年以上であり、かつ、同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員に、同表の十二の項に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員であつて<u>県教育委員会</u>の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であるものに限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(育児休業及び部分休業)</p> <p>第二十七条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下この条において「育児休業条例」という。）<u>第二条第四号イ</u>の任命権者が定める非常勤職員は、全ての会計年度任用職員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 育児休業条例第二十四条第二号の任命権者が定める非常勤職員</p>
---	--

は、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員とする。

第二十八条～第三十三条 (略)

(県費負担教職員の適用の特例)

第三十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十三条第二項及び第四項、第十六条第一項第三号、第十七条第一項第二号及び第三条第一項第二号並びに第二十一条第一項及び第二項	教育人事課長	県教育委員会
(略)	(略)	(略)

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
一・二 (略)	(略)

は、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員とする。

第二十八条～第三十三条 (略)

(県費負担教職員の適用の特例)

第三十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十三条第二項及び第四項、第十六条第一項第三号、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十一条第一項及び第二項	教育人事課長	県教育委員会
(略)	(略)	(略)

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
一・二 (略)	(略)

別表第三(第二十五条関係) (略)	六〇十一 (略)	三 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 四 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 五 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	必要と認められる日又は時間
	(略)	一般職の常勤職員の例により必要と認められる期間	必要と認められる日又は時間
別表第三(第二十五条関係) (略)	六〇十一 (略)	三 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 四 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 五 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	必要と認められる日又は時間
	(略)	一般職の常勤職員の例により必要と認められる期間	必要と認められる日又は時間

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 所属長は、臨時的任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し、同意書兼宣誓書（第五号様式）を 交付し、勤務労働条件を明示するものとする。</p> <p>7 所属長は、臨時的任用職員を任用した場合は、速やかに、当該臨時的任用職員から 同意書兼宣誓書を 提出させるとともに、当該職員に、この規則を交付しなければならない。</p> <p>8・9（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 所属長は、臨時的任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し同意書兼宣誓書（第五号様式）を 二部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。</p> <p>7 所属長は、臨時的任用職員を任用した場合は、速やかに当該臨時的任用職員が署名した同意書兼宣誓書を一部提出させるとともに、当該職員に、この規則を交付しなければならない。</p> <p>8・9（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第一の十一の項に掲げる場合にあつては、県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に</p>

限る。)に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員(別表第二の二の項に掲げる場合にあっては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項に掲げる場合にあっては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3・4 (略)

第十一条～第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一～四 (略)	(略)
五 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	正規職員の例により必要と認められる期間
六～十二 (略)	(略)

別表第一(第十条関係) (略)

限る。)に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員(別表第二の二の項に掲げる場合にあっては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項に掲げる場合にあっては

県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3・4 (略)

第十一条～第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一～四 (略)	(略)
五 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	正規職員の例により必要と認められる期間
六～十二 (略)	(略)

別表第一(第十条関係) (略)

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正の概要

1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

2 改正理由

会計年度任用職員等の育児及び介護と仕事の両立支援のため、子の看護休暇等を採用当初から取得できるように取得要件を緩和するとともに、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第4号）の一部改正等に伴う規定の整備を行うもの

3 改正内容

- (1) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則

① 休暇制度に関する規定の改正（第25条第2項関係）

- 子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職した期間が6ヶ月以上の者 <p><u>（追加）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職した期間が6ヶ月以上の者 <u>任用期間が6ヶ月以上の者</u>

- 介護休暇及び介護時間の取得要件の緩和

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職した期間が1年以上 	<u>（廃止）</u>

② その他所要の改正

- ア 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年大分県条例第6号）及び職員の任用に関する規則（昭和32年大分県人事委員会規則第11号）の一部改正に伴う、規定の整備（第3条関係）
- イ 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う、期末手当に関する規定等の整備（第10条、第16条、第17条、第18条及び第34条関係）
- ウ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分県条例第4号）の一部改正に伴う、規定の整備（第27条関係）
- エ 別表第2の文言の修正

(2) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則

① 休暇制度に関する規定の改正（第10条第1項及び第2項関係）

○ 子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職した期間が6ヶ月以上の者 <u>(追加)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職した期間が6ヶ月以上の者 <u>任用期間が6ヶ月以上の者</u>

② その他所要の改正

ア 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に伴う、規定の整備（第3条関係）

イ 別表第2の文言の修正

4 施行期日

令和4年4月1日